

医薬品情報専門薬剤師

【更新要件】

1. 日本国の薬剤師免許を有していること。
2. 認定後の5年間に於いて継続して日本医薬品情報学会の会員であること。
3. 認定後の5年間に於いて本学会が指定する研修セミナー等に参加し、50単位以上(必修20単位を含む)を取得していること。
4. 認定後の5年間に、全国レベルの学会・公的会議あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表等が2回以上(共同発表者可)あること。
5. 複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医薬品情報領域の学術論文が1編以上(共著者可)あること。もしくは、医薬品情報領域の公的報告書(共著者可)、総説(筆頭)、学術論文(共著者可)のいずれかが1編以上あること。
6. 認定後の5年間に於いて、各職域あるいは地域・学会等において医薬品情報に関する教育、業務実績があり指導的役割を果たしてきたこと。
7. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は医薬品情報専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、所定の理由書を提出する。

2013年8月22日 策定

2016年7月20日 一部改訂

更新申請のための Q&A

○ 更新要件第 4、5 項にある「共同発表者可」、「共著者可」の考え方について

Q. 認定要件では「発表者」あるいは「筆頭著者」が申請要件とされていましたが、更新時は「共同発表者」、「共著者」でも良いのでしょうか。

A. 認定取得時には、申請者自身が医薬品情報学に関する研究力、執筆力を有していることを確認する目的で「発表者」あるいは「筆頭著者」と定めています。一方、医薬品情報専門薬剤師を取得された後は、自ら研究すること、自ら論文を執筆することのみならず、研究に指導的立場に関わること、論文執筆の指導をされることが望まれています。その意味で「共同発表者」、「共著者」であっても「可」と定めています。

○ 更新要件第 4、5 項にある「公的会議」の考え方について

Q. 公的会議とはどのようなものを指すのでしょうか。

A. 公的会議とは「厚生労働省」、「医薬品医療機器総合機構」等の公的機関が開催する会議・検討会、「日本製薬団体連合会」、「日本製薬工業協会」等の製薬団体等が公的に開催する会議、あるいは「WHO」、「ICH」等の国際的かつ公的会議をさしています。

○ 更新要件第 5 項にある「総説(筆頭)、学術論文(共著者可)」の考え方について

Q. 「総説、学術論文」はどのようなものを指すのでしょうか。

A. 行政に勤務する薬剤師、製薬企業に勤務する薬剤師の方で、例えば ICH ガイドライン、薬効評価ガイドライン等の策定・解説、あるいは重篤副作用疾患別対応マニュアル、インタビューフォーム作成の手引き等の作成に携わり、適正使用情報の創出に貢献された場合において、査読制のある学会誌・学術雑誌に投稿することが出来ない場合も想定されます。このような方の更新においては、その成果が「総説、学術論文」として公表されたものを更新申請の対象となりうることを記載したものです。

○ 更新要件第 6 項にある「医薬品情報に関わる教育、業務実績があり指導的役割」の考え方について

Q. 更新要件にある「医薬品情報に関わる教育、業務実績があり指導的役割を果たす」とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。

A. 医薬品情報専門薬剤師を取得された後は、医薬品情報業務、医薬品情報教育、学会活動に指導的立場に関わることが望まれています。例えば、日本医薬品情報学会主催の学術大会、生涯研修セミナー、フォーラムなどの講師、座長、タスクフォース、JJDI の査読、日本医薬品情報学会学術大会時のポスター審査、日本医薬品

情報学会の各種委員会委員、地域、職域における医薬品情報研修会の講師・企画運営、関連学会における医薬品情報関連の講演、シンポジスト、大学教育・大学院教育・大学が行う卒業後教育の担当などをさします。特にその根拠となる資料の添付を求めませんので、医薬品情報に関わる教育、業務において、指導的役割を果たしていることが分かるように具体的に記載してください。

○ 更新要件第7項にある「更新保留」の考え方について

Q. 医薬品情報専門薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるのでしょうか？

A. 海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長3年間更新を保留することが認められます。

ただし、保留期間中は、医薬品情報専門薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。医薬品情報専門薬剤師認定制度委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

Q. 医薬品情報専門薬剤師の更新において、認定期間が満了しましたが、更新条件を満たさず、その年に更新申請をしませんでした。次年度は更新申請をすることができるのでしょうか。

A. 認定期間満了後3年間は更新申請の有無、更新審査の有無、保留の有無に関わらず更新申請し審査を受けることができます。

更新申請する際に、しなかった理由を記載した説明文書（式自由）を添付してください。医薬品情報専門薬剤師認定制度委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

なお、保留期間を含め認定満了後3年以内に更新申請し受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

細則(抜粋)

第3項における本学会が指定する研修セミナー及び研修単位

1) 研修セミナー

必修: 日本医薬品情報学会学術大会・総会時に開催される教育講演もしくはシンポジウム、および日本医薬品情報学会が主催するフォーラムにおいて、医薬品情報専門薬剤師更新認定用と指定されたプログラムの受講

1プログラム;5単位 (最高20単位まで)

※単位の認定は、指定の研修レポートの提出と、レポート提出証明証をもって行う。

※プログラムの指定は研修委員会が行う

2) 学術集会及び講演会

選択: 本学会の主催する年次学術集会 出席; 10 単位 / 日

本学会の主催するフォーラム 出席 5 単位

選択: 本学会の指定する関連学会の年次学術集会出席; 2 単位 / 回

※ 本学会の指定する関連学会とは、以下のものをいう(五十音順)。

日本医療情報学会、日本医療薬学会、日本社会薬学会、日本薬学会、日本薬剤疫学会、日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会、Drug Information Association International Pharmaceutical Federation

3) e-ラーニング

選択: 本学会の指定する e-ラーニング講座の受講とレポート提出(1 講座;2 単位、但し、最高 10 単位まで)

※本学会の指定する e-ラーニング講座とは、別途指定し周知するものとする。

※プログラムの指定は研修委員会が行う

第5項における教育、業務実績の例

職域共通例: 日本医薬品情報学会主催の学術大会、生涯研修セミナー、フォーラムなどの講師、座長、タスクフォース、JJDI の査読、日本医薬品情報学会学術大会時のポスター審査、日本医薬品情報学会の各種委員会委員など

(2016/08/17 訂正版)